

# 助成年度：平成5年度

[所属] 東京大学 先端科学技術研究センター  
[役職] 助教授  
[氏名] 西村 幸夫

[課題]

## シビック・トラスト型環境保全活動のわが国への適用可能性に関する研究

[内容]

### I シビック・トラスト型環境保全活動の要約

シビック・トラストは1957年7月、「まち、むら、田園における美を推進し、醜と戦うこと」(ダンカン・サンズ)を目的として設立された民間のチャリティ団体である。

シビック・トラストは当時活発に活動を開始したばかりの各地のアメニティ・ソサエティを登録することによって傘下におさめ、まちづくり活動のセンターとして情報支援をおこなうと同時に各地の運動の実情を収集していった。登録制を採用することによってシビック・トラストは情報センターの機能を獲得したといえるが、あわせてローカル・アメニティ・ソサエティは中央組織からの「お墨付き」を得ることで活動自体に信用が増し、みずからのまちづくり運動を全国的な視野で位置づけることが可能となった。

今日のシビック・トラストは次第に物的なアメニティの保全・創造から、より広範な「住みやすさ」、リヴァリティの追加へと活動の目的を広げてきつつある。

シビック・トラストにおける環境保全活動の物質をまとめると以下の5点に要約できる。第一に、各地のローカル・アメニティ・ソサエティと緩やかな連携をとることによって運動の全国組織として情報中心たる位置を確保しており、各地のローカル・アメニティ・ソサエティもまた、全国的な運動の中でみずからを位置づけることができるという利点がある。

第二に、キャンペーン活動とパイロット・プロジェクトを併用することによって各時代の要請にあった活動を構築することに成功している。

### II シビック・トラスト型活動のわが国への適用可能性について

以上まとめたシビック・トラスト型の環境保全活動を何らかの形でわが国において育成してゆくためにはシビック・トラスト型活動を容易とならしめるようにわが国の社会制度を変革してゆかなければならないと同時に市民社会そのものの意識が変わってゆかなければならない。

シビック・トラスト型環境保全活動をおこなう際の現行の公益法人制度の主要な問題点は以下の6点にまとめることができる。

第一に、公益法人の設立が主務官庁の許可制になっている点である。第二に、公益法人の設立が主務官庁の判断に委ねられているために、官庁のタテ割りの弊害をそのまま公益法人が受ける点である。第三に、公益法人の許可と税制上の優遇措置が連動している点がある。第四に、公益法人の活動内容、収支の詳細を明らかにすることが必要である。現在では公益法人の活動と収支は主務官庁に届け出ることが義務づけられているのみで、一般公開されていない。これは税制上の優遇という特権を享受している団体として不合理である。納税者としてこれら公益法人の活動を監視し、是正すべき点があれば是正を要求する権利を有しているはずであり、そのためにも活動内容を詳細に明らかにすることが望まれる。第五に、寄付金税制に関して個人と法人との取扱いに差があり、個人の寄付金に対する優遇措置が少ないという点がある。シ

ビック・トラスト型の環境保全活動は個人の参加を前提としており、寄付金に関しても法人よりも個人から薄く広く集めることが適切であると考えられるが、こうした寄付金に対して所得税の減免等の措置がまったくとられていないのである。第六に、政治献金の問題があげられる。政治献金はすべて寄付金として扱われ、他の寄付金と一括して控除の手続きがおこなわれている。寄付金税制の優遇が政治的な思惑から自由でないという批判を受けかねない現状である。政党への公費補助が実現した現在、個人・法人からの政治献金は一般の寄付金とは別扱いとし、統計上もフィランソロピーのなかに政治団体等への寄付が入らないようにすべきである。

次に補助金システムの改善があげられる。近年、都市景観条例等で景観創造に寄与していると認められる団体を自治体が認定して、活動費等を補助する制度が多く自治体で導入されるようになり、その数はおよそ100自治体程度と推定される。このこと自体は今後とも推進すべきものであるといえるが、問題がないわけではない。

問題点の第一は、補助が会議費や通信費など日常的な活動の助成に向けられていることが多い点である。これは柔軟な助成をおこなう点で優れている一面もあるといえるが、活動自体が補助金に依存する体質を生みがちである。また、自治体の特定の施策に対して批判的な姿勢を持つ活動団体には助成が行いにくい仕組みとなっている。

問題点の第二は、地方自治体の補助金は次第に改善されつつあるものの、国庫補助金のあり方が依然として都道府県を通じて市町村に至るという中央集権の手段として機能している点である。草の根の活動団体には国の補助金を受ける資格はないのである。シビック・トラスト型の環境保全にかかわる草の根の活動を市町村の下部に位置づける結果となっていることを指摘したい。

イギリス・アメリカでは国家の補助金が民間の活動団体に下付される例は多く、地方自治体は民間団体と競って国の補助金獲得に努力しなければならない場合も少なくない。ここでは民間の公益活動は行政による活動とは別種であるが同等のものとして位置づけられているのである。

第三に、運動を進める積極的な情報公開システムのあり方を提案したい。シビック・トラスト型の環境保全活動が可能であるためには市民生活に影響を与える環境の変化に関して事前に情報が市民に公開されることが必須である。さもなければ環境変化のあり方に対して建設的なカウンター・プロポーザルを提出することは不可能であり、すべての運動は既定方針に対する反対運動でしかなくなるからである。情報公開はたんに請求された情報を逐次公開するだけでなく、積極的に市民活動が活性化する方向へと誘導できるシステムであるべきである。また、情報公開はたんなる公開制度であるだけでなく、公開された情報をかみくだいてそれに反応することによって計画決定に影響を及ぼすことのできるものであることが重要である。

シビック・トラスト型の環境保全活動をおこなう市民組織のわが国への適用可能性の問題をよりひろい視野で見ると、今日の日本の社会状況のなかに英米型の市民活動の要素を取り入れることが可能であるか否かという問題に帰着する。

わが国の市民活動は英米型の市民活動の方向での展開を期待されている。しかし、わが国の自治制度は英米型ではなく、行政区域内のすべての営為に責任を有する大陸型の組織を基盤にしているのである。したがって究極的な問題は、移行しつつある英米型の市民社会とそこでの市民公益活動に対して、従来大陸型であった自治システムがいかに現時点での社会の要請を組み取って変容できるかにかかっているといえる。

第三に、圧力団体として法制度の整備に一定の役割を果たすとともに、国際的なキャンペーンを政府とともに担っている。

第四に、近年まで会員制をとらず、会員を有する地方のアメニティ団体をメンバーとして構成するという考え方をとっていた。しかしながら近年、財政的な事情からこの枠組みが崩れてしまった。

第五に、近年の傾向として、本来の主目的としてのアメニティの保全からより広くりヴァビリティの保全創造へと運動目標を拡大している。